

様式 1

見附市議会議長 様

令和 5 年 9 月 4 日

見附市議会議員

加藤 秀之

一般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】共創郷育から考える部活動地域移行等のあり方について

答弁を求める者 市長・教育長

部活動の地域移行：公立中学校の部活動を地域クラブなどに委ねる改革。少子化で学校単位の部活動の維持が難しいことや、教員の多忙化を背景に国が進めている。まずは休日の部活動を移行し、その後平日の移行に取り組む方針。本県では本年度、30 市町村のうち村上市など 22 市町村の取組みが国のモデル事業に採択され、県は「全国の中でも積極的に進めている」とする。

(新潟日報 2023 年 7 月 12 日朝刊 24 面引用)

今回は①運営者、指導者、②中学生、保護者の立場、③他市の取り組み事例から見附市の地域移行ビジョンであるスポーツ、文化活動の機会を市民と行政が総がかりで提供し、中学生誰もがスポーツ、文化活動に持続可能な方法で関わることができる仕組みづくり、見附市教育大綱「共創郷育」という見附市の特色を生かし、見附とともに歩む学校づくりの理念についてお伺いいたします。

最初に運営者、指導者に関して、見附市においては本年 8 月 23 日、ネーブルみつけにて令和 5 年度 市内中学校部活動の地域移行に関する地域スポーツ活動実施説明会が市内競技団体向けに行われています。説明会では見附市の取組みについて説明がありました。

「見附市では、今年 3 月、検討委員会での議論をふまえて「地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針」を定め、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間を「改革推進期間」とし、部活動の地域移行を進め、地域団体の活動を支援していくこと。まずは、休日における地域活動を促進させていくこと。令和

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 1



8 年度には、見附市の中学校では、休日の部活が実施されない状態を目指します。」との説明がありました。また、令和 5 年度、「卓球」と「ソフトテニス」の 2 種目をモデル種目とした先行事例についても説明が行われました。併せて、今年 3 月策定の「見附市地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針」に基づき、①「地域スポーツ活動実施要項」②「地域スポーツ活動指導団体認定基準」を制定したこと。具体的指標についての説明も理解することができました。

しかしながら、当日、参加された競技団体からの質問では地域スポーツに関する意向確認、今後の指導者の担い手確保、財源の確保については今後の継続に課題を残すものと感じました。財源の確保においては、その後、部活動地域移行にスポーツ庁と文化庁が 2024 年度に概算要求 49 億円を計上することが分かりました。

また、中学生の保護者からは金銭面で受益者負担の増、練習会場、試合会場の送迎（移動）の負担が取り上げられ、指導者はどんな方なのかが不安材料にあげられていました。「学校の先生のように接することができるのか」など中学生から聞かれた生の声でした。

これらのことを受け、他市町村の取組みの確認のため、8 月 30 日に柏崎市スポーツ振興課にお伺いいたしました。その席上、柏崎市は役割を明確に定められ、スポーツ振興課は補助金関係の財源に関する事、教育委員会は運営に関して、学校教育課の嘱託指導主事は学校・スポーツ協会・競技団体との橋渡しの役目を担っておられることの説明を受けました。また、見附市でも課題の指導者の担い手確保においては柏崎市スポーツ協会において人材バンクを作り、研修会制度を通じ指導者の認定制度化により確保され、現在の認定指導者の平均年齢は 54 歳とのことでした。さらにはコーディネーターも国・県・市の予算を活用し養成をされること、嘱託指導主事からは「9 月末から 10 月上旬に小学 4 年生から中学 3 年生まで休日の部活動地域移行のアンケートを行い、常に情報収集、発信において課題解決に活かされていくこと」をお聞きできました。

未来の世代のため、この制度が上手く運用されるためには、決められたことに理解を求めるやり方でなく、子どもファーストの視点で丁寧な説明を子どもたち、保護者の皆さんにお願いしたいと思っております。中学校部活動の大転換期を迎えるにあたり教員の働き方改革と捉えるのか、チャンスとして見附市の将来を考える良い機会と捉えるかでは大きな違いと考え、以下の質問

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

をさせていただきます。

- 1 見附市教育大綱「共創郷育」という見附市の特色を生かし、見附とともに歩む学校づくりの理念から、市内中学校部活動（運動部・文化部）の地域移行の考え方をお伺いいたします。
- 2 令和 5 年度からモデル種目として先行事例となっている「卓球」と「ソフトテニス」の地域移行に関する現時点での状況をお聞かせください。
- 3 令和 8 年度以降の地域移行が完了した後、見附市の長期的な方針について考え方をお伺いいたします。
- 4 9 月 4 日から 6 日まで、見附にある民間企業の実業団チーム・セキノ興産陸上競技部の選手の皆さんのが市内小学校での陸上出前授業を行うことを通して、地域移行をバックアップする活動が行われる予定となっています。子どもたちの環境整備について、指導者不足の現状、指導者育成の早急な対応、企業への協賛支援の必要性の依頼について、見附市としての考え方をお伺いします。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 見附市における森林環境譲与税の活用について

答弁を求める者 市長

見附市森林整備計画書によれば、見附市の民有林面積は 2,793ha と市総面積 7,791ha の 35.8%を占めている。そのうち人工林の面積は 708ha であり人口林率は 25.3%で県平均の森林の 24.9%を上回っていますが、長岡地域振興局管内平均の 27.6%より下回っています。森林資源の整備に必要な林道については、21,511m開設されており、その密度は ha 当たり 7.7mとなっています。

当市における森林の保有状況は、5ha 未満の小規模所有者が 97.2%を占め、5~20ha 規模の所有者が 2.6%、20ha 以上の所有者は 0.2%となっています。保有規模が零細であることから林業による定期的な収入は期待しにくく、収入も林業外のものが大部分を占めています。このような状況のなか、森林所有者の森林整備に対する意欲は低下しており、間伐・保育等の適切な管理が行われずに荒廃する森林が多くなっていますが、近年森林の持つ多面的な機能に対する評価の高まりから森林整備の必要性はますます求められるところです。市内で森林整備の主要な担い手として大きな役割を果たす森林組合の人員不足も含め、林業労働力の確保が課題となっています。

さらに、市内の森林区域は比較的急峻な地形であり、伐採・搬出に有効な高性能林業機械の導入が難しく、チェンソーによる伐採・造材が一般的であるが、生産性の向上と労働強度の軽減を図るために、一体的に整備すべき森林の集約化、進入のための路網の整備に取り込むことが課題であるとしています。

国では、上記、見附市のような状況が、全国でも同様であること、平成30年に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

されました。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用にあてることとなっています。

最近の動きにおいては令和 5 年度に、「見附市森林環境整備計画」策定のために「森林現況解析業務」を委託する予定であり、業務内容は新潟県森林クラウドからの見附市森林データの整理・調整、森林整備が行われていない範囲のデータ抽出、山地災害危険地区データの抽出、解析などを行うこととなっております。

今後、この解析業務を通じ、「見附市森林環境整備計画」を策定、整備すべき森林区域を確定し、所有者の意向調査を行った結果に基づき、整備の方針を決定することとなっております。

以上のことから以下の質問をさせていただきます。

- 1 6月9日議会において市民税務課長から説明がありました令和 6 年度から導入される「森林環境税」として、国民から国税として年額で 1 人 1,000 円が賦課徴収されることから、見附市が譲与を受けた際の現状における活用と使途についてお伺いします。
- 2 地域森林計画で定める森林の整備において、山地災害防止、土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、木材の生産機能維持増進について、機能ごとの施策の実施予定をお伺いします。

以上

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ